

令和 7 年度 第 1 回岡山支部評議会 議事概要

開催日時	令和 7 年 7 月 18 日（金）14：00～16：00
開催場所	第一セントラルビル 2 号館 8 階会議室 Ivy
出席評議員	学識経験者：浜田評議員（議長）・中浜評議員 事業主代表：安原評議員・大塚評議員・東評議員 被保険者代表：野村評議員・田原評議員・池田評議員
議題	1. 令和 6 年度決算（見込み）について 2. 令和 6 年度支部事業実施結果及び令和 7 年度の取組状況について 3. その他報告事項（マイナ保険証の周知状況等について）

各議題について、事務局より資料に基づいて説明。

議題 1. 令和 6 年度決算（見込み）について

<事業主代表>

平均標準報酬月額について、前年より伸びが鈍化しているのはパートの適用拡大が影響していると思うが、実質賃金の対前年の伸びについてのデータはあるか。

<事務局>

昨年 10 月の短時間労働者の適用拡大については、企業規模の対象範囲が 101 名以上から 51 名以上に広がった。その影響で昨年 10 月に被保険者数が全国で約 11 万人増加し、そのうち短時間労働者は約 7 万人となっている。その 7 万人のうちの約 6 万人が標準報酬月額 15 万円以下となっており、平均標準報酬月額の伸びに一定の影響を与えている。なお、協会けんぽでは実質賃金ベースの伸びは把握していない。

<事業主代表>

2024 年度の収支差が過去最大の黒字とのことだが、国庫補助金が削られることはないのか。

<事務局>

国庫補助金の取扱いについて、協会けんぽから申し上げることはできないが、現在、新たに積みあがった準備金に対して、16.4%の国庫補助金を減額する制度になっている。そ

のため、それ以上に国庫補助金が減額される可能性は低いのではないかと考えるが、現時点では何とも言えない。

<事業主代表>

2025 年度決算の見込みはでているか。

<事務局>

現時点で決算見込みは出していない。なお、2025 年度の協会けんぽ平均保険料率を 10% に設定している段階で、2025 年度収支も黒字を想定している。なお、収支差が 2024 年度と比較して拡大するかどうかは現時点では分からない。

<学識経験者>

先ほどの説明で、準備金が積みあがると国庫補助金は減額されるということか。

<事務局>

国庫補助金の減額特例措置があり、新たに積みあがった準備金の 16.4%が減額される。参考として 2024 年度の減額は全国ベースで約 615 億円となっている。

<被保険者代表>

支出の増加について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に要する費用について、国庫補助はでているのか。

<事務局>

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に要する支出に対しても国庫補助金が支給されている。

<事業主代表>

どうなれば平均保険料率を 10%から下げることができるのか。

<事務局>

平均保険料率については、10 月以降に議論していくことになる。今までの議論では医療保険財政の赤字構造を踏まえて、できる限り長く平均保険料率 10%を維持していく方がよいという意見が多く据え置かれてきた経緯がある。今後、医療保険制度を取り巻く状況が大きく変化すると議論の方向性も変化していくと考えられるが、現状では協会けんぽとしては中長期的に安定した財政運営を進めていく方針。

議題 2. 令和 6 年度支部事業実施結果及び令和 7 年度の取組状況について

<事業主代表>

返納金債権について、無資格受診における高額債権の増加とは、企業が未払いの保険料も含まれるのか。

<事務局>

含まない。事業所を退職されて資格を喪失された後に受診された方が対象。返納金の案内は債務者個人へ通知する。資格喪失後、加入されている健康保険があれば、保険者間調整を行う。保険者間調整ができない場合は、債務者本人へ督促し、応じない場合は弁護士から催告を実施する。さらには法的手続きに進むこともある。債務者の給与を差押える対応もある。

<学識経験者>

オンライン資格確認を行えば、無資格受診の発生を防げるのか。

<事務局>

前の健康保険を退職等で喪失して、新たに就職先で次の健康保険に加入される際はどうしても手続きのタイムラグは発生するので、オンライン資格確認でも医療機関で資格を確認できない場合はある。少しでもタイムラグを少なくする取組として、事業所から年金機構への早期届出を年金機構と連携して周知広報を行っていく。

<被保険者代表>

過年度債権の回収率は上がっているのか。どうしても回収できない債権は消滅してしまうのか。

<事務局>

KPI の設定は現年度返納金債権の回収率だが、過年度分についても高額債権をはじめ回収を実施している。ただし時効によりやむを得なく回収できないまま終わる債権もある。

<学識経験者>

ジェネリック医薬品使用割合について、供給不足の問題は解消されているか。

<事務局>

まだ完全には解消されていない状況。

<学識経験者>

ジェネリック医薬品の使用割合が上がっているのは、昨年 10 月に始まった選定療養費制度が大きな要因とのことだが、岡山支部だけではなく、全国的に同じ傾向か。

<事務局>

全国的に上がっている。

議題 3. その他報告事項（マイナ保険証の周知状況等について）

<事業主代表>

マイナ保険証については、コロナ患者が医療機関を受診する際、車で待機を指示され、マイナ保険証では対応できないと医療機関から言われることもある。医療機関側の対応も検討していく必要があると思われるがどうか。

<事務局>

保険者協議会を通じて医師会訪問を実施し、マイナ保険証への医療機関の対応をお願いしている。コロナによる受診については、対応方法としてはマイナ保険証と資格情報のお知らせを提示することになると思う。県内の医療機関での対応については医師会にも確認し、再度お願いをしていく。

<事業主代表>

説明にあったマイナンバー保険証のスマホアプリについて確認したい。

<事務局>

スマホアプリでマイナンバーカードを搭載し、医療機関で専用のカードリーダーが新設されれば、マイナンバーカード自体を携帯しなくても受診が可能になる。予定では 9 月以降。

<事業主代表>

資格確認書の交付申請はオンラインで手続きはできないのか。

<事務局>

令和 8 年 1 月に協会けんぽの電子申請が始まる予定である。

<事業主代表>

事業主としては、従業員にマイナ保険証と資格確認書の両方を持つようにと言う方が良いのか。

<事務局>

資格確認書はマイナ保険証の利用ができない方を対象に発行するものであり、原則として両方持つことは想定されていない。

<事業主代表>

マイナンバーカード自体の有効期限でカードの更新手続きを行っている時、マイナ保険証による受診は対応できるのか。

<事務局>

マイナンバーカードの更新にあたっては、市町村役場に旧マイナンバーカードを持参し、交換で更新後のマイナンバーカードの交付を受けられるのでタイムラグは生じない。

特記事項

傍聴者なし

次回は令和7年10月17日（金）開催予定